令和6年度措置状況調査結果一覧表

	監査名	部局	担当課	指摘事項（要約）	指摘区分	R6措置状況	R6結果判断
1	H29-1定期	生涯学習部	生涯学習課	青少年対策事業	検討・改善	措置完了	完結
2	R3決算	産業まちづくり部	農業創造課	農業公園指定管理	検討・改善	措置完了	完結
3	R4決算	市民人権部	環境衛生課	し尿処理手数料	検討・改善	一部措置	完結
4	R5決算	生涯学習部	生涯学習課	はたちのつどい事業	検討・改善	措置完了	完結
5	R5決算	産業まちづくり部	道路公園課	街路樹管理事業・公園管理事業・公園緑化協会育成事業	検討・改善	検討中	継続
6	R5決算	健康推進部	高齢介護課	老人憩いの家管理運営事務	検討・改善	措置中	完結
7	R5決算	市民人権部	人権・市民協働課	男女共同参画推進事務・国際化施策推進事業	意見・要望	検討中	継続
8	R5決算	教育総務部	学校給食課	学校給食管理運営事業・中学校給食事業	検討・改善	検討中	継続
9	R5決算	こども未来部	こども政策課	子ども食堂運営支援事業	検討・改善	検討中	継続

※調査の継続については監査委員の判断によるものとする。

監査等指摘事項措置状況管理票

①

監査名	平成29年度第1回定期監査	指摘日	平成30年2月20日
部局名	生涯学習部	課名	生涯学習課
指摘事項等	富田林市青少年対策事業に274,000円の委託料が支払われている。各地区より選出された富田林市青少年指導員が、青少年を犯罪からも守ることを目的に健全育成啓発巡回を毎月市内全域で啓発し、年に2回のもちつき大会、年に1回のたこあげ大会、中学校・小学校卒業式花束贈呈の行事を主催している。事業については、概ね適正な運用によるものである。しかし、花束贈呈について、卒業式は市内全体が同じ日に実施対応するために委託していると説明されているが、実際の準備では、委託業務であるにも関わらず市で花束の購入手続きをし、青少年指導員が当日卒業式に出席し贈呈するとのことであるので、花束贈呈については事業内容の見直しをしていくか、このままなら市主催事業への変更を検討する必要があると考える。 （平成30年2月20日　平成29年度第1回定期監査）		
令和3年度調査回答	花束贈呈につきましては、新型コロナウイルス感染症により、来賓が中止されたところであり令和２年度においては、中止しております。花束贈呈に関しては、小、中学生のために、夏休みや夜間の巡回などの地域活動を行っている「青少年指導員」から地域を代表して、お祝いするというものであり、意義は大きいと考えておりますが、青少年指導員連絡協議会の事務局である「市」が購入手続きをすることに対するご指摘については、真摯に受け止めております。 なお、青少年対策事業全体に関して、コロナ禍における活動が難しいものでありますことから、花束贈呈を含む全体について、見直しを行うべく団体と協議を始めたところですが、コロナ禍により会議等の開催ができず、結論には至っておりません。 （令和3年5月31日現在　検討・改善状況）		
令和4年度調査回答	花束贈呈につきましては、新型コロナウイルス感染症により、来賓が中止されたところであり令和３年度においても、中止となっております。花束贈呈に関しては、小、中学生のために、夏休みや夜間の巡回などの地域活動を行っている「青少年指導員」が地域を代表してお祝いするというものであり、意義は大きいと考えておりますが、青少年指導員連絡協議会の事務局である「市」が購入手続きをすることに対するご指摘については、真摯に受け止めております。 なお、ご指摘の卒業式での花束贈呈も含む青少年対策事業全体については、令和２年度と３年度の２年間にわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により全て事業中止となったことから、今後の事業の方向性について団体との協議を進めているところです。 （令和4年9月30日現在　検討・改善状況）		
令和6年度措置状況調査	花束贈呈につきましては、青少年指導員連絡協議会から事業について従来どおり実施したいと意見が多数あり、協議が進まない中、令和４年度、５年度は、小・中学生の非行防止啓発活動やレクレーション活動支援活動をしている「青少年指導員」が地域を代表してお祝いする形で従来のとおり実施しました。 しかしながら、監査からのご指摘があるように、本委託については問題があるものと認識しており、事業を見直しすることについて、引き続き同協議会と協議し、改善に努めているところです。なお、市から、令和6年度花束贈呈については委託が難しい旨を説明し、令和6年11月の同協議会定例会で議案として審議される予定となっています。花束贈呈を継続する場合であっても、市主催事業とし、令和6年度以降は委託しません。 （令和6年9月30日現在　検討・改善状況）		
措置状況	措置完了	措置完了（見込）年度	令和6年度

監査等指摘事項措置状況管理票

②

監査名	令和3年度決算審査	指摘日	令和4年8月18日
部局名	産業まちづくり部	課名	農業創造課
指摘事項等	農業公園費　指定管理委託料 　指定管理者からの事業報告について、指定管理制度の制度趣旨に沿った公の施設管理を行えているか、指定管理と自主事業の収支の区別の合理性、妥当性についても、指定管理者との協議・確認を行い、より効果的な指定管理となるよう事業の再検証を行う必要があると考える。 （令和4年8月18日　令和3年度決算審査）		
令和4年度調査回答	指定管理と自主事業との収支区別の合理性、妥当性については、光熱水費や人件費等の割合を指定管理者と協議を重ね、より効率的な指定管理となるよう事業の検証に努めてまいります。 （令和4年9月30日現在　検討・改善状況）		
令和6年度措置状況調査	令和6年3月31日をもって、前指定管理者で（農）富田林市南地区協同組合との契約が終了し、令和6年度に指定管理者を公募し、令和7年4月1日より新たな指定管理者による農業公園の管理・運営を実施する予定であります。新たな指定管理者の公募にあたり、指定管理業務と自主事業の収支区別の合理性、妥当性を明確にし、指定管理者と協議していきます。 （令和6年9月30日現在　検討・改善状況）		
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和7年度

監査等指摘事項措置状況管理票

③

監査名	令和4年度決算審査	指摘日	令和5年8月17日
部局名	市民人権部	課名	環境衛生課
指摘事項等	衛生手数料　し尿処理手数料 　し尿の収集処理事業に関して、令和２年に、家庭用のし尿処理手数料の納入方法が、証紙購入から納付書による後納に制度変更されたところであるが、令和３年度に引き続き、令和４年度も滞納が発生している。 　担当課も収納確保に努めているとのことであるが、滞納処分の発生につながることのないようよりこまやかな取り組み等確実な徴収に努められたい。 （令和5年8月17日　令和4年度決算審査）		
措置状況調査　令和６年度	滞納者に対し督促状送付、電話での納付依頼、自宅訪問などを行い令和5年度、354,220円の滞納分を徴収しました。 しかしながら、新たな滞納も発生していることから、今年度より滞納整理チームを編成し、弁護士である収納管理課任期付職員の指導の下、弁護士名による催告通知、汲み取りの停止等も含めた、滞納整理プランを策定します。 滞納整理プランでは納付書発送後、督促、催告、最終通知を経て汲み取りの停止。 停止することにより新たな滞納を防ぐ事が出来ます。 また、停止後も電話・訪問を継続し、支払い完了後、汲み取りを再開します。 （令和6年9月30日現在　検討・改善状況）		
措置状況	一部措置	措置完了(見込)年度	令和８年度完了見込

監査等指摘事項措置状況管理票

④

<table>
<tr><td>監査名</td><td>令和5年度決算審査</td><td>指摘日</td><td>令和6年8月15日</td></tr>
<tr><td>部局名</td><td>生涯学習部</td><td>課名</td><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td>指摘事項等</td><td colspan="3">はたちのつどい事業
　生涯学習課では、毎年１月に開催されている「はたちのつどい」において、交通整理や雑踏警備を委託により行っている。雑踏警備の委託は、地方自治法施行令第１５６条の２第１項第２号(契約の性質又は目的が競争入札に適さない)該当を理由に特命随意の方式による契約となっている。
　担当課は、同催しについては同日のほぼ同時刻に近隣の自治体でも行われており、受託可能な業者の確保が困難であることや開催場所での警備ノウハウの面から１０年以上特定の業者に委託していると説明するところ、かかる理由は一応理解できる。しかし、委託料は必ずしも安価とは言いがたく前年度に比べて相当増額となっている。
　業者の説明では、主に、①警備員の勤務時間の延長と人件費高騰を背景とした単価の増額、②毎年提出を求められる警備計画作成が負担、とのことである。しかし、②については、当該業者が有するであろうノウハウからすれば必ずしも説得力があるとはいえず、特命随意の理由について再確認が必要と考える。
　そして、担当課が説明する特命随意の理由を前提としても、見積書の提出を受けた段階から、委託内容及び金額について精査しかつその経過を記録し、実績報告の受領及びその内容確認段階で役立てるといった取組みが求められる。

（令和6年8月15日　令和5年度決算審査）</td></tr>
<tr><td>措置状況調査　令和６年度</td><td colspan="3">ご指摘を受けている事業につきまして、令和7年1月開催の「はたちのつどい」より、昨年度まで個別で委託しておりました交通誘導警備及び雑踏警備を一括し警備業務として指名競争入札を行います。

（令和6年9月30日現在　検討・改善状況）</td></tr>
<tr><td>措置状況</td><td>措置完了</td><td>措置完了(見込)年度</td><td>令和6年度</td></tr>
</table>

監査等指摘事項措置状況管理票

⑤

監査名	令和5年度決算審査	指摘日	令和6年8月15日
部局名	産業まちづくり部	課名	道路公園課
指摘事項等	街路樹管理事業・公園管理事業・公園緑化協会育成事業 道路公園課では、市内の街路樹、公園の樹木・施設の維持管理を一般財団法人公園緑化協会（以下「協会」という。）への委託により行っている。 協会は、富田林市公園緑化・愛護・緑化推進活動事業補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）に基づき、公園緑化・愛護・緑化推進活動事業を効果的かつ効率的に遂行するという目的の下、市の補助金交付団体となっており、また、毎年度市に経営状況報告書を提出しており、当審査で指摘する点はない。 協会は、要綱所定の補助対象事業（公園緑化協会育成事業）のほか市委託事業を行っている。樹木医の資格を持つ職員を置き、樹木の剪定、害虫駆除対策などに日々努めていることを確認した。 以上述べたように、協会が行っている事業には法的根拠があり、そのこと自体に何ら問題はない。しかし、要綱で補助金の執行の適正化が求められている他、市委託事業についても監査の対象となることは言うまでもない。 監査の観点から市委託事業について見たところ、委託内容の一部や実績報告に対する担当課の確認の点で改めて検討が必要な部分があるとの認識をもった。 特に、街路樹管理業務に含まれている富田林駅・喜志駅の巡回清掃については、協会が公益社団法人富田林市シルバー人材センターに再委託して実施している。そもそも清掃業務を協会に委託することについて、担当課の説明では両駅周辺の樹木の管理上協会への委託が合理的であるとのことであるが、要綱の目的に照らし必ずしも当然のこととは言えないのではないか、再検討が必要と考える。 また、補助対象事業（公園緑化協会育成事業）においては、常任理事、事務職、プロパー職員の人件費を補助金として支出しており、市委託事業の支出明細との整合性についてチェックが必要との認識を持った。各事業が、それぞれ適正かつより効率的・効果的に実施されるよう、改めて、現体制のあり方を定性的な観点だけでなく、定量的な観点からも検証されたい。 （令和6年8月15日　令和5年度決算審査）		
措置状況調査　令和6年度	令和６年４月の機構改革により、これまで別部署であった道路部門と公園部門が一つとなり、道路公園課が新たに組織されました。 今回、指摘を頂いた内容については、委託先である一般財団法人公園緑化協会との協議（特に現体制のあり方について）が必要不可欠なことから、令和６年度および令和７年度において協会と「現体制のあり方」も含め協議を行う予定です。 （令和6年9月30日現在　検討・改善状況）		
措置状況	検討中	措置完了(見込)年度	令和８年度

監査等指摘事項措置状況管理票

⑥

監査名	令和5年度決算審査	指摘日	令和6年8月15日
部局名	健康推進部	課名	高齢介護課
指摘事項等	老人憩いの家管理運営事務 　高齢介護課では、同課所管の老人いこいの家は、富田林市老人いこいの家条例及び同条例施行規則に基づく市立の施設として市自らが使用許可を与える施設とされているが、実際には、市からの委託により、各老人いこいの家の運営委員会等が運営を行っており、業務委託契約に基づいて業務委託料が支出されている。 　その中にあって、若松町一丁目老人いこいの家(以下「若一老人いこいの家」という。)は、委託業務の中に管理運営以外に清掃が含まれている。担当課からは、若一老人いこいの家は歴史的な経過の中で福祉的な課題がある方の支えになるという役割を担っているとの説明を受けた。しかし、業務委託にあたっての仕様書からはそのような事情はうかがえないし、施行規則上は使用者がその度に自ら清掃すると定められている。 　そもそも、担い手不足や高齢化の進展により、老人いこいの家の管理運営委員会の負担が大きくなっており、担当課も、地元移管も視野に入れた施設の管理運営のあり方の再検討の必要性を認めている。かかる社会情勢の変化による再検討に加えて、同地域に整備した富田林市立多文化共生・人権プラザ（ＴＯＮＰＡＬ、以下「多文化共生・人権プラザ」という。）と究極的には役割が重なる懸念もあることから、老人いこいの家事業の再検討の中にあって、若一老人いこいの家の清掃業務委託の必要性については、市民への説明責任を果たすため、前述の福祉的な役割について根拠を明らかにして施行規則との整合性を図る等検討を要すると考える。 （令和6年8月15日　令和5年度決算審査）		
措置状況調査　令和６年度	○若松町一丁目老人いこいの家清掃業務委託の見直しに向けて、若松町一丁目老人クラブ「さつき会」と調整中。 （令和6年9月30日現在　検討・改善状況）		
措置状況	措置中	措置完了(見込)年度	令和７年度

監査等指摘事項措置状況管理票

⑦

監査名	令和5年度決算審査	指摘日	令和6年8月15日
部局名	市民人権部	課名	人権・市民協働課
指摘事項等	男女共同参画推進事務・国際化施策推進事業 人権・市民協働課では、前項でも触れた本年度に完成した多文化共生・人権プラザについて改めて述べる。多文化共生・人権プラザは、人権教育・啓発、多文化共生、男女共同参画の推進及び市民の交流拠点として、地域福祉の向上を図り、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を目的とし、約4億6千万円をかけて建設された鉄筋コンクリート造三階建延べ床面積993.22平方メートルの建物である。 人権教育・啓発と地域福祉の向上については、多文化共生・人権プラザの建設に際して廃止される旧人権文化センター（延べ床1034.32平方メートル）が有していた機能を引き継ぎ、これに加え、多文化共生、男女共同参画の両機能を加えた施設として生まれ変わったものである。 しかし、これら三機能を担う建物として当初から多文化共生・人権プラザが計画されたものであるということは、令和４，５年度事業評価シート及び実施計画シートに表記されているが、多文化共生の役割を担う国際化施策推進事業や男女共同参画推進事業の令和６年度事業評価シート上、多文化共生・人権プラザへの施設移転が明確に表記されていない。 また、担当課からは、完成した多文化共生・人権プラザ内での聴取において、これら三機能を担う各事業とも多文化共生・人権プラザ施設移転をふまえた新規取組みの展開について説明を受けた。しかし、これらの新規取組みの計画若しくは目標が、多文化共生・人権プラザの計画段階から、一般市民に分かる形で説明されていたとは言いがたい。 本市の未来とその財政を考えるとき、とくに多額の建設費の投入を要する事業については、それが数十年にわたって存在するものであることからも、建設計画段階からその必要性と相当性を十分検討する必要がある。 （令和6年8月15日　令和5年度決算審査）		
措置状況調査　令和６年度	国際化施策推進事業と男女共同参画推進事業の令和６年度事業評価シートを修正し、両事業の一部を多文化共生・人権プラザで実施していくことを明記することで、新たな機能を有する施設として新規事業の展開や今後のめざすべき方向性を広く市民に周知していく方向性で検討中である。 （令和6年9月30日現在　検討・改善状況）		
措置状況	検討中	措置完了(見込)年度	令和６年度

監査等指摘事項措置状況管理票

⑧

監査名	令和5年度決算審査	指摘日	令和6年8月15日
部局名	教育総務部	課名	学校給食課
指摘事項等	学校給食管理運営事業・中学校給食事業 　学校給食センターは、平成３０年３月完成から約６年が経過し、設備については日々メンテナンスを行っているものの、使用状況により修繕が発生している。 　設備の状況については栄養士や委託している富田林市学校給食株式会社より報告がなされているとのことで、緊急突発での修繕も多くなっているようである。 　衛生管理の面からすぐに修繕が必要であることは当然のことではあるが、管理台帳により設備の耐用年数の把握を行うとともに、計画的なメンテナンスを行うなど、安全で安心な学校給食を安定的に提供できるよう努められたい。 （令和6年8月15日　令和5年度決算審査）		
措置状況調査　令和６年度	学校給食センターの設備について、耐用年数を把握し、計画的なメンテナンスを行うため、管理台帳の作成に向けて検討を進めています。適切に設備を維持管理することにより、安全安心な学校給食を安定して提供できるよう努めてまいります。 （令和6年9月30日現在　検討・改善状況）		
措置状況	検討中	措置完了(見込)年度	令和６年度

監査等指摘事項措置状況管理票

⑨

監査名	令和5年度決算審査	指摘日	令和6年8月15日
部局名	こども未来部	課名	こども政策課

指摘事項等

子ども食堂運営支援事業

こども未来室（現こども政策課）が所管する子ども食堂運営支援事業では、富田林市子ども食堂補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）に基づき、対象団体に補助金が支給されている。

要綱第５条には、「運営経費から補助対象事業に係る収入額を控除して得た額又は１食当たり２５０円に総食数を乗じた額のいずれか低い方の額」を補助対象経費とする旨が明記されており、同補助金の算定は「総食数」を基準としている。しかしながら、この「総食数」が意味するところが必ずしも明確でない。

この点、要綱第１１条で提出が義務付けられている実績報告書のうち事業実績書（様式第５号）では、「食事提供数」と記載されており、実際に提供した食数であるようにも読み取れる。ところが、所管課の説明では「食事提供数」は「調理食数」とのことである。今回確認した団体の実績報告書には、参加者数等の記録はなく、結果として、実績報告書から運営の実態が読み取れない。

この点については、子ども食堂補助金の制度趣旨に立ち返り、子どもの居場所づくり推進の要請と補助金交付制度のあり方の兼ね合いをよく検討して、算定基準である「総食数」の解釈運用を検討されたい。

また、担当課は、以下の二点について事業者へのフォローが求められる。すなわち、①飲食店等の関係者が子ども食堂を運営しているケースにあたり、食材等の購入に際し疑義を持たれないようにすること、②「子ども食堂運営中の事故等に備えて、傷害保険、生産物損害賠償保険等に加入すること」（要綱第４条第２項第５号）の確実な履行、である。

さらに、同事業の予算は増加傾向にある。物価高等の影響もあり市からの補助金が無くては運営が継続できない状況にある。民間の善意で始められた取組みでこれに制約をかけるものでは決してないものの、民間からの食料品等の寄附に頼らざるを得ないところである。市の予算のことも考えて、本事業を持続可能なものにするために企業等からの寄附などを活用することなども含め、よくよく検討されたい。

（令和6年8月15日　令和5年度決算審査）

措置状況　令和6

ご指摘事項の4点について、下記のとおり改善・対策の検討状況を報告します。

①算定基準である「総食数」の解釈運用について

「総食数」については、これまで「調理食数」を提供食数と解釈し運用してまいりましたが、ご指摘を踏まえ補助金制度の見直しを進めており、算定基準となる食数の適正管理について改善案を検討しているところです。具体的には、市から新たに共通様式として各回の参加者名簿を作成・提供し、各団体から市に提出してもらうことを想定しています。これに伴い、「総食数」の解釈も実際の提供食数（参加者数）としての解釈とする予定です。

②飲食店等が運営する食堂に係る、食材等経費の適正管理について

食材等経費の適正管理については、令和6年5月9日に開催した子ども食堂ネットワーク研修において領収証等を含む運営に関する適正管理を依頼するなど、改善に取り組んできました。

また、補助金制度の見直し検討の中で、提供食数及び月別の開催回数で分類した「定額の助成金制度」への改変を検討しています。これにより、毎年度の実績確認に係る団体及び市の事務負担を軽減するとともに、詳細確認・指導等が必要な団体等においては、領収書による経費確認を含めた個別調査を行い、食堂の適正管理・適正運営につなげていきたいと考えています。

6年度現況調査	③各食堂における傷害保険、生産物損害賠償保険等の加入について 　これまでにおいても、補助金募集要項に記載するとともに、食堂の新規開設の相談・調整の際に、市や社会福祉協議会の担当から、傷害・損害賠償保険への加入を依頼しています。多くの団体が大阪府社会協議会の「ボランティア・市民活動行事保険」等を活用いただいており、補助金の実績報告時に書面で確認しています。一方で、飲食店においては補助対象外経費として実績報告時に保険加入を書面で把握していない食堂もあるため、毎年度の補助金申請時に保険加入を書面で確認するなど、運用面のルール構築を検討します。 ④今後の予算面も含めた企業等からの寄附活用等の方策について 　これまでにおいても、JAあすかてくるで羽曳野店や（株）関西スーパーなどによる定期的な食材寄附をはじめ、市民等からの寄附をとりまとめ、月1回の食材分配を実施しており、多くの団体様にご利用いただいております。また、本年10月には市として初の市民を対象としたフードドライブ事業も実施し、多くの方から食材等の寄附を受け付け、市内の子ども食堂に分配する予定です（令和6年10月7日及び8日で実施済）。 　今後も新規食堂の開設が進むと予想される中、市の予算面も考慮のうえ、食材寄附はもちろん、民間団体が行う活動費支援等のメニューも積極的に周知し、活用の促進を図ってまいります。		
	（令和6年9月30日現在 検討・改善状況）		
措置状況	検討中	措置完了(見込)年度	令和7年度